

和寒町議会基本条例

(前文)

和寒町議会（以下「議会」という。）は、町民から直接選挙で選ばれた議員により構成され、合議制の議事機関として、意思決定機能、政策立法機能及び行政監視機能の能力向上を図るとともに、和寒町自治基本条例（平成 21 年条例第 18 号）の示す基本理念の確立に向け、積極的に役割を果たします。そのために、議会は町民に開かれた参加の場を確保保障し、議員は多様な町民の意思を反映させ、議論を通じて町の統一的意思にまで高める努力を不断に強め、住民自治を実現するための二代表制の機関として、その役割と機能を果たせるよう努めます。

議会は、民主的地方自治制度における根幹であることを認識し、その使命を達成するため、本条例を制定し、町民と協働の下に、まちづくりと町民福祉の向上に資するものとします。

(目的)

第 1 条 この条例は、議会の運営及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、町民と共に進む使命感と活力にあふれた議会をめざし、安心して生活ができる豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

(議会の運営原則)

第 2 条 議会は、町民を代表する議決機関であることの自覚を持ち、公正性、透明性及び信頼性を重視し、開かれた議会運営を推進します。

2 議会は、自由闊達な議論を通じて、町民に分かりやすい議会運営に努めます。

(議員の活動原則)

第 3 条 議員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚して活動します。

2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な住民意思を反映した議員相互間の自由討議を推進し、合意形成に努めます。

3 議員は、町政における課題全般について多様な住民意見を把握するとともに、町民の代表としてふさわしい活動を行うため、不断の自己研鑽と政策水準を高めることに努めます。

4 議員は、会議を招集されたとき、他の用務より優先して出席します。

(町民と議会との関係)

第 4 条 議会は、情報公開に努め、議会の議決及び運営について、その経緯や理由等を町民に説明する責任を果たします。

2 議会は、すべての会議を原則公開とし、傍聴の自由及び会議録の公表に努めます。

3 議会は、傍聴者に審議に用いる議案及び資料を支障のない範囲で提供します。

4 議会は、町民と意見交換の場を多様に設けるため、議会報告会を年 1 回以上開催するほか、必要に応じて懇談会などを行います。

5 議会は、参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用して、議会の討議に反映するよう努めます。

6 議会は、請願及び陳情等を町民による政策提案と位置付け、その審議並びに調査にあたっては、提出者の意見を直接求めるよう努めます。

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 本会議における議員と町長、執行機関の長及び職員（以下「町長等」という。）の質疑並びに一般質問は、一問一答の方式で行います。

- 2 議長から会議への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び提案に対して、論点・争点の明確化等を図るため反問することができます。
- 3 議員は、閉会中に議長を経由して町長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができます。この場合において、質問及び回答の内容は、原則公開とします。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう説明を求めます。

- (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 町民参加の有無及びその内容
 - (4) 総合計画との整合性
 - (5) 財政措置
 - (6) 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、前項の提案を審議するに当たっては、立案・執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めます。

(予算及び決算における政策説明資料の要求)

第7条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事業等の区分により政策の説明資料を作成するよう求めます。

- 2 議会は、予算編成の基礎となる総合計画の進行管理について、報告を求めます。

(議決事項の定め)

第8条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の議会の議決事件を次のとおり定めます。ただし、第2号に規定する計画は、和寒町議会会議条例(平成22年条例第1号)で定めます。

- (1) 和寒町総合計画
- (2) 町政に係る重要な計画
- (3) 法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより法人が同項の法人となる当該出資に関すること
- (4) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止

(委員会の活動)

第9条 委員会は、所管事務調査及び付託事件の審査、調査の充実を図り、その機能を発揮します。

- 2 委員会は、前項の審査・調査及び町政の課題に適切かつ迅速に対応するよう努めます。

(議会事務局の体制整備)

第10条 議長は、議会及び議員の政策形成及び立案を補助するため、議会事務局の調査、法務機能及び議会図書の充実を図るよう努めます。

- 2 議長は、事務局職員の任用に際して、行政からの独立した機関としての機能を向上させるように努めます。

(議員研修の充実強化)

第 11 条 議会は、議員の政策形成並びに立案能力の向上に資する研修の充実強化を図ります。

(議会広報及び公聴の充実)

第 12 条 議会は、議会、委員会及び議員の活動や議案審議の内容等について、町民へ定期的に周知します。

2 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から公表するとともに、町民からの意見及び要望等を聴取し、その内容と対応について情報提供します。

3 議会は、情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を積極的に活用します。

(議員定数及び報酬)

第 13 条 議員定数及び報酬の改正に当たっては、町政の課題、将来の展望及び町民の多様な意見を十分に考慮します。

2 議員の定数に関する条例改正は、議員が提案するよう努めるものとし、その理由について説明責任を果たします。

3 議員報酬の改正は、和寒町特別職報酬等審議会の答申を尊重するほか、議員が提案する場合は、改正理由を付して提出します。

(議員の政治倫理)

第 14 条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し行動します。いやしくも自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招かないようにします。

(最高規範性)

第 15 条 この条例は、議会の運営と活動における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはなりません。

(見直し手続き)

第 16 条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証します。

2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じます。

(その他)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

付 則 (平成 23 年 6 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行します。